

# 医療費助成制度のお知らせ

次の要件に該当する方は、医療機関で負担する医療費を軽減することができる受給者証を交付しますので、年金・長寿医療グループまたは各支所で申請してください。

▶問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎2137)

## ◎各助成制度の内容

助成制度	助成が受けられる要件（全ての要件に該当する方）	助成後の医療費負担	申請に必要なもの
重度心身障害者医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に住民登録があり健康保険に加入している方</li> <li>○主たる生計維持者の所得が制限額以内である方</li> <li>○次のいずれかの障がいのある方               <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けており『身体障害者障害程度等級表』の1級、2級または3級の内部障がい（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がいのみ）に該当する方</li> <li>・知的障がいがあり、A判定の療育手帳の交付を受けている方、またはIQが50以下と判定（診断）された方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害等級の1級に該当する方</li> </ul> </li> </ul> <p>※65歳以上の方は、一部の知的障がいのある方を除き、後期高齢者医療制度への加入が条件となります。</p>	<p>3歳未満または住民税非課税世帯…初診時の一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復・鍼灸270円）のみ</p> <p>上記以外…1割負担</p> <p>※精神障がいのある方は入院を除く医療費のみ助成。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証</li> <li>・印鑑</li> <li>・障がいの程度が分かる手帳または判定（診断）書</li> <li>・生計維持者や対象者の所得課税証明書（公簿確認できる場合は不要）</li> <li>・マイナンバーが確認できるもの</li> </ul>
ひとり親家庭等医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に住民登録があり健康保険に加入している方</li> <li>○主たる生計維持者の所得が制限額以内である方</li> <li>○家庭の状況が次に該当する方               <ul style="list-style-type: none"> <li>・親…ひとり親家庭などの親で20歳未満の児童を扶養または監護している方</li> <li>・児童…上記に該当する親に扶養・監護されている20歳未満の児童、または両親の死亡・行方不明などにより他の家庭に扶養されている20歳未満の児童</li> </ul> </li> </ul>	<p>3歳未満または住民税非課税世帯…初診時の一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復・鍼灸270円）のみ</p> <p>上記以外…1割負担</p> <p>※親は、入院と指定訪問看護にかかる医療費のみ助成。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証</li> <li>・印鑑</li> <li>・戸籍全部事項証明書</li> <li>・生計維持者や対象者の所得課税証明書（公簿確認できる場合は不要）</li> <li>・マイナンバーが確認できるもの</li> </ul>
子ども医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に住民登録があり健康保険に加入している方</li> <li>○主たる生計維持者の所得が制限額以内である方</li> <li>○中学校在学中までの15歳以下の方（中学生の助成については、非課税世帯のみ）</li> </ul> <p><b>対象を拡大しました</b></p>	<p>3歳未満または住民税非課税世帯…初診時の一部負担金（医科580円、歯科510円）のみ</p> <p>上記以外…1割負担</p> <p>※小学校に在学中の児童は、入院と指定訪問看護にかかる医療費のみ助成。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証</li> <li>・印鑑</li> <li>・生計維持者の所得課税証明書（公簿確認できる場合は不要）</li> <li>・マイナンバーが確認できるもの</li> </ul>

※各助成制度の医療費の月額上限は、**通院**18,000円（年額上限144,000円）、**入院**57,600円（多数該当の場合44,400円）です。

※各助成制度の指定訪問看護の医療費は**1割負担**で、月額上限は、**住民税非課税世帯**8,000円、**住民税課税世帯**18,000円（年額上限144,000円）です。

### 受給者証の更新について

すでに受給者証の交付を受けていて、8月以降も受給資格がある方は、新たな受給者証を7月下旬に郵送していません（申請の必要はありません）。

### 受給者証をお持ちの方へ

入院するときは、加入している健康保険から限度額適用認定証の交付を受け、受給者証と併せて病院の窓口へ提出してください。また、加入している健康保険から高額療養費などの支給があったときは、年金・長寿医療グループにご連絡ください。